

国総情建第 72 号  
令和 6 年 10 月 1 日

都道府県知事 殿

国土交通省大臣官房政策立案総括審議官  
(公印省略)

建築物用途分類の改定について（通知）

令和 3 年 6 月 24 日付け国総情建第 52 号で通知した建築物用途分類について別紙のとおり改定する。

なお、本分類は、令和 7 年 1 月分以降の統計調査から適用する。

## 建築物用途分類 新旧対照表

<変更点>

- 中分類項目を廃止し、新たに建築工事届の「用途」欄に記入された区分（「建築物の用途区分」という名称とする。）にしたがって表章を行う。
- 建築工事届の「主要用途」欄及び「用途」欄に記入された内容により、別添の一覧表の分類にしたがって使途を決定する。
- その他、平仄の観点で修正を行う。

旧	新
建築物用途分類	建築物用途分類
第一章 建築物用途分類一般原則	第一章 建築物用途分類一般原則
第1項 建築物の定義	第1項 建築物の定義
この分類にいう建築物とは、住宅、事務所、店舗、工場、その他土地に定着する工作物のうち、①屋根及び柱又は壁を有するもの、②観覧のための工作物、③地下又は高架の工作物内に設ける事務所、店舗、その他これらに類する施設をいう。	この分類にいう建築物とは、住宅、事務所、店舗、工場、その他土地に定着する工作物のうち、①屋根及び柱又は壁を有するもの、②観覧のための工作物、③地下又は高架の工作物内に設ける事務所、店舗、その他これらに類する施設をいう。
第2項 分類の構成	第2項 分類の構成
建築物用途分類は、建築物の用途及び使途により構成する。	建築物用途分類は、建築物の用途及び使途により構成する。

<p>建築物の用途については大分類及び<u>中分類</u>を設ける。また、<u>用途の中分類</u>を<u>使途により</u>区分する。</p>	<p>建築物の用途については大分類（居住専用・居住産業併用・産業用分類）（以下単に「大分類」という。）及び<u>建築物の用途区分</u>を設ける。また、<u>大分類及び建築物の用途区分から</u>使途を区分する。</p>
<p>第3項 建築物用途分類の内容</p> <p>1 用途分類</p> <p>この分類にいう建築物の用途とは、建築物が占用される目的をいう。建築物の用途は、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用に大別する。居住専用とは人が専ら生活の本拠としうるものを指し、産業用とは農林水産業用、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用、製造業用等居住用以外の目的の全てを含むものをいう。<u>居住産業併用</u>とは居住の用に供される部分と産業の用に供される部分が結合し、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の20%以上であるものをいう。</p> <p>用途分類の大分類として、32大分類を設ける。<u>居住専用</u>は住宅（家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物）と<u>準住宅</u>（一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物）の2区分とする。居住産業併用及び産業用については、日本標準産業分類を集約した分類によってそれぞれ15区分する。</p> <p>また、<u>大分類を更に細分するために中分類</u>を設ける。</p> <p><u>居住専用</u>については、居住そのもののための建築物とそれらに附属する建築物（物置等）に区分し、居住産業併用については居住と併用する産業部分の区分を日本標準産業分類の中分類又は小分類の組み合わせに</p>	<p>第3項 建築物用途分類の内容</p> <p>1 用途分類</p> <p>この分類にいう建築物の用途とは、建築物が占用される目的をいう。建築物の用途は、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用に大別する。居住専用とは人が専ら生活の本拠としうるものを指し、産業用とは農林水産業用、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用、製造業用等居住用以外の目的の全てを含むものをいう。<u>居住産業併用</u>とは居住の用に供される部分と産業の用に供される部分が結合し、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の20%以上であるものをいう。</p> <p>用途分類の大分類として、32大分類を設ける。<u>居住専用</u>は住宅（家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物）と<u>準住宅</u>（一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物）の2区分とする。居住産業併用及び産業用については、日本標準産業分類を集約した分類によってそれぞれ15区分する。</p> <p>また、<u>建築物の用途区分</u>として72区分を設ける。</p>

よるものとし、37中分類とする。産業用については、日本標準産業分類の中分類又は小分類の組み合わせによるものとし、37中分類とする。

## 2 使途区分

この分類にいう建築物の使途とは、事務所、店舗及び倉庫のような建築物の直接的な使われ方をいい、次のとおりとする。

- 事務所（使途区分 1）

机上事務又はこれに類する事務を行う場所をいう。会議室、受付室、タイプ室、守衛所、用務員室、銀行、営業所その他これらに類するものを含む。

- 店舗（使途区分 2）

卸売店、小売店、飲食店、その他物品を直接取引する場所をいう。

- 工場及び作業場（使途区分 3）

物品を製造（改造又は加工を含む。）若しくは修理する場所、又は机上事務若しくはこれに類する事務でない作業を行う場所をいう。商品包装場、荷造り場、物品検査室、電子計算機操作室、ポンプ小屋などを含む。

- 倉庫（使途区分 4）

## 2 使途区分

産業用建築物について、7区分の使途を設ける。この分類にいう建築物の使途とは、事務所、店舗及び倉庫のような建築物の直接的な使われ方をいい、次のとおりとする。

- 事務所（使途区分 1）

机上事務又はこれに類する事務を行う場所をいう。会議室、受付室、タイプ室、守衛所、用務員室、銀行、営業所その他これらに類するものを含む。

- 店舗（使途区分 2）

卸売店、小売店、飲食店、その他物品を直接取引する場所をいう。

- 工場及び作業場（使途区分 3）

物品を製造（改造又は加工を含む。）若しくは修理する場所、又は机上事務若しくはこれに類する事務でない作業を行う場所をいう。商品包装場、荷造り場、物品検査室、電子計算機操作室、ポンプ小屋などを含む。

- 倉庫（使途区分 4）

<p>物品を貯蔵又は保管する場所をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 学校の校舎（使途区分 5） 教育の用に供される学校の校舎、体育館、図書館その他これらに類するものをいう。</li> <li><input type="radio"/> 病院・診療所（使途区分 6） 医療の用に供される病院、病棟、診療所の診療棟その他これらに類するものをいう。</li> <li><input type="radio"/> その他の（使途区分 9） <u>居住専用住宅</u>、<u>居住専用準住宅及び</u>上記使途区分1から6以外の<u>居住産業併用建築物又は</u>産業用建築物をいう。</li> </ul>	<p>物品を貯蔵又は保管する場所をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 学校の校舎（使途区分 5） 教育の用に供される学校の校舎、体育館、図書館その他これらに類するものをいう。</li> <li><input type="radio"/> 病院・診療所（使途区分 6） 医療の用に供される病院、病棟、診療所の診療棟その他これらに類するものをいう。</li> <li><input type="radio"/> その他の（使途区分 9） 上記使途区分1から6以外の産業用建築物をいう。</li> </ul>
<p>第4項 分類適用上の原則</p> <p>1 分類の適用単位</p> <p>分類の適用単位は建築物の棟（むね）ごとである。母屋に母屋よりも延べ面積の小さい附属建築物が付着している場合は同一棟とみなす。渡り廊下のように二つ以上の母屋に付着しているものは、等分して各々の母屋と同一棟とみなす。</p> <p>2 建築物の用途の決定方法</p>	<p>第4項 分類適用上の原則</p> <p>1 分類の適用単位</p> <p>分類の適用単位は建築物の棟（むね）ごとである。母屋に母屋よりも延べ面積の小さい附属建築物が付着している場合は同一棟とみなす。渡り廊下のように二つ以上の母屋に付着しているものは、等分して各々の母屋と同一棟とみなす。</p> <p>2 建築物の用途の決定方法</p>

<p>建築物の用途を分類するに当たっては、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用の3区分を判断し、次いで<u>大分類、中分類の順に</u>決定する。</p> <p>(1) 居住専用、居住産業併用及び産業用の3区分を判定するに当たっては、居住用として占用されている床面積の延べ面積に対する割合に応じ、これが100%である場合は、「大分類A 1. 居住専用住宅」又は「大分類A 2. 居住専用準住宅」のどちらかに、20%以上である場合は、「大分類B 1. 居住農林水産業併用建築物」から「大分類B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物のいずれかに、20%未満である場合は、「大分類C 1. 農林水産業用建築物」から「大分類C 1 5. 他に分類されない建築物」までの産業用建築物のいずれかに分類する。</p> <p>(2) 居住専用は、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物を「大分類A 1. 居住専用住宅」に、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物を「大分類A 2. 居住専用準住宅」に分類する。</p> <p>(3) 「<u>大分類B 1. 居住農林水産業併用建築物</u>」から「<u>大分類B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物</u>」までの居住産業併用建築物及び「<u>大分類C 1. 農林水産業用建築物</u>」から「<u>大分類C 1 5. 他に分類されない建築物</u>」までの産業用建築物を更に中分類の産業別に分類するに当たり、一つの棟の中に用途の異なる部分がある場合は、最大</p>	<p>建築物の用途を分類するに当たっては、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用の3区分を判断し、<u>大分類（建築工事届の「主要用途」欄）を決定する</u>。次いで<u>建築物の用途区分（建築工事届の「用途」欄）を</u>決定する。</p> <p>(1) 居住専用、居住産業併用及び産業用の3区分を判定するに当たっては、居住用として占用されている床面積の延べ面積に対する割合に応じ、これが100%である場合は、「大分類A 1. 居住専用住宅」又は「大分類A 2. 居住専用準住宅」のどちらかに、20%以上である場合は、「大分類B 1. 居住農林水産業併用建築物」から「大分類B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物のいずれかに、20%未満である場合は、「大分類C 1. 農林水産業用建築物」から「大分類C 1 5. 他に分類されない建築物」までの産業用建築物のいずれかに分類する。</p> <p>(2) 居住専用は、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物を「大分類A 1. 居住専用住宅」に、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物を「大分類A 2. 居住専用準住宅」に分類する。</p>
--	---

の床面積を占用している用途によって分類する。

(4) 「大分類B 1. 居住農林水産業併用建築物」から「大分類B 15. 他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物及び「大分類C 1. 農林水産業用建築物」から「大分類C 15. 他に分類されない建築物」までの産業用建築物が、一つの構えの中に位置すると認められる場合には、その構えの用途に従って産業別を決定する。構えの用途によって産業別を決定する場合は、日本標準産業分類の産業の決定方法によるものとする。ただし、使途区分の5、6に該当するものについては、他の居住産業併用及び産業用の建築物と同一の構えにあっても、それぞれ学校の校舎は、「大分類B 11. 居住教育、学習支援業併用建築物」又は「大分類C 11. 教育、学習支援業用建築物」に、病院・診療所の建物は、「大分類B 12. 居住医療、福祉併用建築物」又は「大分類C 12. 医療、福祉用建築物」に分類する。また、寄宿舎、寮等は、「大分類A 2. 居住専用準住宅」に分類する。

ここにおいて構えとは、建築物が組織的に構築された一区画をいい、例えば工場の構内などである。

一構内における建築物群が单一の経営主体に属するものであれば、その構内すべてを一つの構えとし、一つの構内にあってもその建築物群が異なる経営主体に属する場合は、経営主体ごとに別の区画としてそれを一つの構えとする。

(5) 修理業用建築物及び再生業用建築物は、その取り扱う物品の製造業

(3) 「大分類B 1. 居住農林水産業併用建築物」から「大分類B 15. 他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物及び「大分類C 1. 農林水産業用建築物」から「大分類C 15. 他に分類されない建築物」までの産業用建築物が、一つの構えの中に位置すると認められる場合には、その構えの用途に従って産業別を決定する。構えの用途によって産業別を決定する場合は、日本標準産業分類の産業の決定方法によるものとする。ただし、使途区分の5、6に該当するものについては、他の居住産業併用及び産業用の建築物と同一の構えにあっても、それぞれ学校の校舎は、「大分類B 11. 居住教育、学習支援業併用建築物」又は「大分類C 11. 教育、学習支援業用建築物」に、病院・診療所の建物は、「大分類B 12. 居住医療、福祉併用建築物」又は「大分類C 12. 医療、福祉用建築物」に分類する。また、寄宿舎、寮等は、「大分類A 2. 居住専用準住宅」に分類する。

ここにおいて構えとは、建築物が組織的に構築された一区画をいい、例えば工場の構内などである。

一構内における建築物群が单一の経営主体に属するものであれば、その構内すべてを一つの構えとし、一つの構内にあってもその建築物群が異なる経営主体に属する場合は、経営主体ごとに別の区画としてそれを一つの構えとする。

(4) 修理業用建築物及び再生業用建築物は、「大分類B 03. 居住製造

<p><u>用建築物と同一の分類とする。</u>ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業(別掲を除く)」に属する修理業用建築物及び再生業用建築物は、<u>建築物用途分類においては中分類「65. その他のサービス業用建築物」</u>に分類する。</p> <p>(6) 賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類するものとする。ただし、その用途を予想できないものについては、<u>中分類「230 居住不動産業併用建築物（駐車場業用を除く）」又は「330 不動産業用建築物（駐車場業用を除く）」</u>に分類する。</p>	<p><u>業併用建築物</u>又は「<u>大分類C03. 製造業用建築物</u>」に分類する。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業(別掲を除く)」に属する修理業用建築物及び再生業用建築物は、<u>「大分類B13. 居住その他サービス業併用建築物」</u>又は「<u>大分類C13. その他のサービス業用建築物</u>」に分類する。</p> <p>(5) 賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類するものとする。ただし、その用途を予想できないものについては、<u>「大分類B09. 居住不動産業併用建築物」</u>又は「<u>大分類C09. 不動産業用建築物</u>」に分類する。</p>
<p>3 建築物の使途の決定方法</p> <p>(1) 「<u>大分類B1. 居住農林水産業併用建築物</u>」から「<u>大分類B15. 他に分類されない居住産業併用建築物</u>」までの居住産業併用建築物及び「<u>大分類C1. 農林水産業用建築物</u>」から「<u>大分類C15. 他に分類されない建築物</u>」までの産業用建築物を更に使途別に区分するに当たり、一つの棟の中に使途の異なる部分がある場合には、最大の床面積を占用している使途によって分類する。</p> <p>(2) 賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される使途による。ただし、その使途を予想できないものについては、「9 その他」に分類する。</p>	<p>3 建築物の使途の決定方法</p> <p><u>大分類（建築工事届の「主要用途」欄）及び建築物の用途区分（建築工事届の「用途」欄）</u>により、別添の一覧表の分類にしたがって使途を決定する。</p>

第二章 分類項目表	第二章 分類項目表
<p>1. 大分類項目</p> <p>A 0 1. 居住専用住宅  A 0 2. 居住専用準住宅  B 0 1. 居住農林水産業併用建築物  B 0 2. 居住鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業併用建築物  B 0 3. 居住製造業併用建築物  B 0 4. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物  B 0 5. 居住情報通信業併用建築物  B 0 6. 居住運輸業併用建築物  B 0 7. 居住卸売業, 小売業併用建築物  B 0 8. 居住金融業, 保険業併用建築物  B 0 9. 居住不動産業併用建築物  B 1 0. 居住宿泊業, 飲食サービス業併用建築物  B 1 1. 居住教育, 学習支援業併用建築物  B 1 2. 居住医療, 福祉併用建築物  B 1 3. 居住その他のサービス業併用建築物  B 1 4. 居主公務併用建築物  B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物  C 0 1. 農林水産業用建築物  C 0 2. 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業用建築物</p>	<p>1. 大分類項目</p> <p>A 0 1. 居住専用住宅  A 0 2. 居住専用準住宅  B 0 1. 居住農林水産業併用建築物  B 0 2. 居住鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業併用建築物  B 0 3. 居住製造業併用建築物  B 0 4. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物  B 0 5. 居住情報通信業併用建築物  B 0 6. 居住運輸業併用建築物  B 0 7. 居住卸売業, 小売業併用建築物  B 0 8. 居住金融業, 保険業併用建築物  B 0 9. 居住不動産業併用建築物  B 1 0. 居住宿泊業, 飲食サービス業併用建築物  B 1 1. 居住教育, 学習支援業併用建築物  B 1 2. 居住医療, 福祉併用建築物  B 1 3. 居住その他のサービス業併用建築物  B 1 4. 居主公務併用建築物  B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物  C 0 1. 農林水産業用建築物  C 0 2. 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業用建築物</p>

<p>C 0 3. 製造業用建築物</p> <p>C 0 4. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物</p> <p>C 0 5. 情報通信業用建築物</p> <p>C 0 6. 運輸業用建築物</p> <p>C 0 7. 卸売業、小売業用建築物</p> <p>C 0 8. 金融業、保険業用建築物</p> <p>C 0 9. 不動産業用建築物</p> <p>C 1 0. 宿泊業、飲食サービス業用建築物</p> <p>C 1 1. 教育、学習支援業用建築物</p> <p>C 1 2. 医療、福祉用建築物</p> <p>C 1 3. その他のサービス業用建築物</p> <p>C 1 4. 公務用建築物</p> <p>C 1 5. 他に分類されない建築物</p>	<p>C 0 3. 製造業用建築物</p> <p>C 0 4. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物</p> <p>C 0 5. 情報通信業用建築物</p> <p>C 0 6. 運輸業用建築物</p> <p>C 0 7. 卸売業、小売業用建築物</p> <p>C 0 8. 金融業、保険業用建築物</p> <p>C 0 9. 不動産業用建築物</p> <p>C 1 0. 宿泊業、飲食サービス業用建築物</p> <p>C 1 1. 教育、学習支援業用建築物</p> <p>C 1 2. 医療、福祉用建築物</p> <p>C 1 3. その他のサービス業用建築物</p> <p>C 1 4. 公務用建築物</p> <p>C 1 5. 他に分類されない建築物</p>
<p>2. <u>中分類項目</u></p> <p><u>A 0 1. 居住専用住宅</u></p> <p><u>1 0 1 居住専用住宅（附属建築物を除く）</u></p> <p><u>1 0 2 居住専用住宅附属建築物</u></p> <p><u>A 0 2. 居住専用準住宅</u></p> <p><u>1 0 3 寮、寄宿舎、合宿所（附属建築物を除く）</u></p> <p><u>1 0 4 居住専用準住宅附属建築物</u></p>	<p>2. <u>建築物の用途区分項目</u></p> <p><u>08010 一戸建ての住宅</u></p> <p><u>08020 長屋</u></p> <p><u>08030 共同住宅</u></p> <p><u>08040 寄宿舎</u></p> <p><u>08050 下宿</u></p> <p><u>08070 幼稚園</u></p> <p><u>08080 小学校</u></p>

<u>105 その他の居住専用準住宅</u>	
<u>B01. 居住農林水産業併用建築物</u>	<u>08082 義務教育学校</u> <u>08090 中学校、高等学校又は中等教育学校</u>
<u>211 居住農林水産業併用建築物</u>	<u>08100 特別支援学校</u> <u>08110 大学又は高等専門学校</u>
<u>B02. 居住鉱業、採石業、砂利採取業、建設業併用建築物</u>	<u>08120 専修学校</u> <u>08130 各種学校</u>
<u>212 居住鉱業、採石業、砂利採取業併用建築物</u>	<u>08132 幼保連携型認定こども園</u>
<u>213 居住建設業併用建築物</u>	<u>08140 図書館その他これに類するもの</u> <u>08150 博物館その他これに類するもの</u> <u>08152 美術館その他これに類するもの</u>
<u>B03. 居住製造業併用建築物</u>	<u>08160 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u> <u>08170 老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの</u> <u>08180 保育所その他これに類するもの</u> <u>08190 助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)</u> <u>08192 助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)</u>
<u>214 居住食料、繊維、木材・木製品等製造業併用建築物</u>	<u>08210 児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）</u>
<u>215 居住化学工業、石油製品等製造業併用建築物</u>	
<u>216 居住鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業併用建築物</u>	
<u>217 居住機械器具製造業併用建築物</u>	
<u>218 居住その他の製造業併用建築物</u>	
<u>B04. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物</u>	<u>08220 児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）</u> <u>08230 公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）</u> <u>08240 診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）</u> <u>08250 診療所（患者の収容施設のないものに限る。）</u>
<u>219 居住電気業併用建築物</u>	
<u>220 居住ガス業併用建築物</u>	
<u>221 居住熱供給業併用建築物</u>	
<u>222 居住水道業併用建築物</u>	
<u>B05. 居住情報通信業併用建築物</u>	
<u>223 居住通信業併用建築物</u>	<u>08260 病院</u>

<u>224 居住放送業, 情報サービス業, インターネット附隨サービス業併用建築物</u>	08270 巡査派出所 08280 公衆電話所 08290 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
<u>225 居住映像・音声・文字情報制作業併用建築物（新聞業, 出版業用を除く）</u>	08300 地方公共団体の支庁又は支所 08310 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家
<u>226 居住新聞業, 出版業併用建築物</u>	08320 建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設
<u>B06. 居住運輸業併用建築物</u>	08330 税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
<u>227 居住運輸業併用建築物</u>	08340 工場（自動車修理工場を除く。） 08350 自動車修理工場
<u>B07. 居住卸売業, 小売業併用建築物</u>	08360 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
<u>228 居住卸売業, 小売業併用建築物</u>	08370 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキーコース、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
<u>B08. 居住金融業, 保険業併用建築物</u>	08380 体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
<u>229 居住金融業, 保険業併用建築物</u>	08390 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの
<u>B09. 居住不動産業併用建築物</u>	08400 ホテル又は旅館 08410 自動車教習所 08420 畜舎
<u>230 居住不動産業併用建築物（駐車場業用を除く）</u>	08430 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
<u>231 居住駐車場業併用建築物</u>	
<u>B10. 居住宿泊業, 飲食サービス業併用建築物</u>	
<u>232 居住宿泊業併用建築物</u>	
<u>233 居住飲食サービス業併用建築物</u>	
<u>B11. 居住教育, 学習支援業併用建築物</u>	

<p><u>2 3 4 居住学校教育併用建築物</u></p> <p><u>2 3 5 居住社会教育併用建築物</u></p> <p><u>2 3 6 居住学習塾、教養・技能教授業併用建築物</u></p> <p><u>2 3 7 居住その他の教育、学習支援業併用建築物</u></p> <p><u>B 1 2. 居住医療、福祉併用建築物</u></p> <p><u>2 3 8 居住医療業、保健衛生併用建築物</u></p> <p><u>2 3 9 居住社会保険・社会福祉・介護事業併用建築物</u></p> <p><u>B 1 3. 居住その他のサービス業併用建築物</u></p> <p><u>2 4 0 居住郵便局併用建築物</u></p> <p><u>2 4 1 居住学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体併用建築物</u></p> <p><u>2 4 2 居住旅行業併用建築物</u></p> <p><u>2 4 3 居住娯楽業併用建築物</u></p> <p><u>2 4 4 居住宗教併用建築物</u></p> <p><u>2 4 5 居住その他のサービス業併用建築物</u></p> <p><u>B 1 4. 屎公務併用建築物</u></p> <p><u>2 4 6 屎公務併用建築物</u></p> <p><u>B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物</u></p> <p><u>2 9 9 他に分類されない居住産業併用建築物</u></p>	<p><u>08438 日用品の販売を主たる目的とする店舗</u></p> <p><u>08440 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）</u></p> <p><u>08450 飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）</u></p> <p><u>08452 食堂又は喫茶店</u></p> <p><u>08456 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、疊屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）</u></p>
---	---

<u>C 0 1. 農林水産業用建築物</u>	<u>する施設</u>
<u>3 1 1 農林水産業用建築物</u>	08458 <u>銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗</u> <u>その他これらに類するサービス業を営む店舗</u>
<u>C 0 2. 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用建築物</u>	08460 <u>物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）</u>
<u>3 1 2 鉱業、採石業、砂利採取業用建築物</u>	08470 <u>事務所</u>
<u>3 1 3 建設業用建築物</u>	08480 <u>映画スタジオ又はテレビスタジオ</u>
<u>C 0 3. 製造業用建築物</u>	08490 <u>自動車車庫</u>
<u>3 1 4 食料、繊維、木材・木製品等製造業用建築物</u>	08500 <u>自転車駐車場</u>
<u>3 1 5 化学工業、石油製品等製造業用建築物</u>	08510 <u>倉庫業を営む倉庫</u>
<u>3 1 6 鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業用建築物</u>	08520 <u>倉庫業を営まない倉庫</u>
<u>3 1 7 機械器具製造業用建築物</u>	08530 <u>劇場、映画館又は芸術場</u>
<u>3 1 8 その他の製造業用建築物</u>	08540 <u>観覧場</u>
<u>C 0 4. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物</u>	08550 <u>公会堂又は集会場</u>
<u>3 1 9 電気業用建築物</u>	08560 <u>展示場</u>
<u>3 2 0 ガス業用建築物</u>	08570 <u>料理店</u>
<u>3 2 1 熱供給業用建築物</u>	08580 <u>キャバレー、カブー、ナイトクラブ又はバー</u>
<u>3 2 2 水道業用建築物</u>	08590 <u>ダンスホール</u>
<u>C 0 5. 情報通信業用建築物</u>	08600 <u>個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗</u> <u>その他これらに類するもの</u>
<u>3 2 3 通信業用建築物</u>	08610 <u>卸売市場</u>
<u>3 2 4 放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業用建築物</u>	08620 <u>火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場</u> <u>その他の処理施設</u>

<p><u>3 2 5 映像・音声・文字情報制作業用建築物（新聞業、出版業用を除く）</u></p> <p><u>3 2 6 新聞業、出版業用建築物</u></p> <p><u>C 0 6. 運輸業用建築物</u></p> <p><u>3 2 7 運輸業用建築物</u></p> <p><u>C 0 7. 卸売業、小売業用建築物</u></p> <p><u>3 2 8 卸売業、小売業用建築物</u></p> <p><u>C 0 8. 金融業、保険業用建築物</u></p> <p><u>3 2 9 金融業、保険業用建築物</u></p> <p><u>C 0 9. 不動産業用建築物</u></p> <p><u>3 3 0 不動産業用建築物（駐車場業用を除く）</u></p> <p><u>3 3 1 駐車場業用建築物</u></p> <p><u>C 1 0. 宿泊業、飲食サービス業用建築物</u></p> <p><u>3 3 2 宿泊業用建築物</u></p> <p><u>3 3 3 飲食サービス業用建築物</u></p> <p><u>C 1 1. 教育、学習支援業用建築物</u></p> <p><u>3 3 4 学校教育用建築物</u></p> <p><u>3 3 5 社会教育用建築物</u></p>	<p><u>理施設</u></p> <p><u>08630 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの</u></p> <p><u>08640 農業の生産資材の貯蔵に供するもの</u></p> <p><u>08650 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）</u></p> <p><u>08990 その他</u></p>
--	--

3 3 6 学習塾, 教養・技能教授業用建築物

3 3 7 その他の教育, 学習支援業用建築物

C 1 2. 医療, 福祉用建築物

3 3 8 医療業, 保健衛生用建築物

3 3 9 社会保険・社会福祉・介護事業用建築物

C 1 3. その他のサービス業用建築物

3 4 0 郵便局用建築物

3 4 1 学術・開発研究機関, 政治・経済・文化団体用建築物

3 4 2 旅行業用建築物

3 4 3 娯楽業用建築物

3 4 4 宗教用建築物

3 4 5 その他のサービス業用建築物

C 1 4. 公務用建築物

3 4 6 公務用建築物

C 1 5. 他に分類されない建築物

3 9 9 他に分類されない建築物

3. 使途区分項目

1 事務所

3. 使途区分項目

<p>2 店舗 3 工場及び作業場 4 倉庫 5 学校の校舎 6 病院・診療所 9 その他</p>	<p>1 事務所 2 店舗 3 工場及び作業場 4 倉庫 5 学校の校舎 6 病院・診療所 9 その他</p>
<p><b>大分類 A 0 1. 居住専用住宅</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>居住専用住宅とは、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>1019 居住専用住宅（附属建築物を除く）</u></p> <p><u>1029 居住専用住宅附属建築物</u></p> <p style="color: red;">物置、土蔵などの居住専用住宅の附属建築物をいう。</p>	<p><b>大分類 A 0 1. 居住専用住宅</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>居住専用住宅とは、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物をいう。</p>
<p><b>大分類 A 0 2. 居住専用準住宅</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p>	<p><b>大分類 A 0 2. 居住専用準住宅</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p>

<p>居住専用準住宅とは、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物で、個々の炊事施設を有しない建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>1039 寮、寄宿舎、合宿所（附属建築物を除く）</u></p> <p><u>1049 居住専用準住宅附属建築物</u>  <u>物置、別棟の便所などの寮、寄宿舎、合宿所等の附属建築物をいう。</u></p> <p><u>1059 その他の居住専用準住宅</u>  <u>前項の各項のいずれにも分類されない居住専用準住宅をいう。</u></p>	<p>居住専用準住宅とは、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物で、個々の炊事施設を有しない建築物をいう。</p>
<p><b>大分類 B 0 1. 居住農林水産業併用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「A. 農業、林業」又は「B. 漁業」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>211 居住農林水産業併用建築物</u>  <u>日本標準産業分類の大分類「A. 農業、林業」又は「B. 漁業」</u></p>	<p><b>大分類 B 0 1. 居住農林水産業併用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「A. 農業、林業」又は「B. 漁業」の用に供される建築物をいう。</p>

<p><u>業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u></p> <p><u>2111 居住農林水産業併用事務所</u></p> <p><u>2112 居住農林水産業併用店舗</u></p> <p><u>2113 居住農林水産業併用工場及び作業場</u></p> <p><u>2114 居住農林水産業併用倉庫</u></p> <p><u>2119 その他の居住農林水産業併用建築物</u></p>	
<p><b>大分類 B 0 2. 居住鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業併用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業」又は「D. 建設業」の用に供される建築物をいう。</p> <p><b>建築物用途分類による番号</b></p> <p><u>212 居住鉱業, 採石業, 砂利採取業併用建築物</u></p> <p><u>日本標準産業分類の大分類「C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u></p>	<p><b>大分類 B 0 2. 居住鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業併用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業」又は「D. 建設業」の用に供される建築物をいう。</p>

2121 居住鉱業、採石業、砂利採取業併用事務所

2122 居住鉱業、採石業、砂利採取業併用店舗

2123 居住鉱業、採石業、砂利採取業併用工場及び作業場

2124 居住鉱業、採石業、砂利採取業併用倉庫

2129 その他の居住鉱業、採石業、砂利採取業併用建築物

213 居住建設業併用建築物

日本標準産業分類の大分類「06. 総合工事業」、「07. 職別工事業（設備工事業を除く）」又は「08. 設備工事業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。

2131 居住建設業併用事務所

2132 居住建設業併用店舗

2133 居住建設業併用工場及び作業場

2134 居住建設業併用倉庫

2139 その他の居住建設業併用建築物

**大分類 B 0 3. 居住製造業併用建築物**

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「E. 製

**大分類 B 0 3. 居住製造業併用建築物**

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「E. 製

造業の用に供される建築物をいう。（各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く）。

#### 建築物用途分類による番号

##### 214 居住食料、纖維、木材・木製品等製造業併用建築物

日本標準産業分類の中分類「09. 食料品製造業」、「10. 飲料・たばこ・飼料製造業」、「11. 纖維工業」、「12. 木材・木製品製造業（家具を除く）」、「13. 家具・装備品製造業」、「14. パルプ・紙・紙加工品製造業」、「15. 印刷・同関連業」、「18. プラスチック製品製造業（別掲を除く）」又は「21. 烹業・土石製品製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。

##### 2141 居住食料、纖維、木材・木製品等製造業併用事務所

##### 2142 居住食料、纖維、木材・木製品等製造業併用店舗

##### 2143 居住食料、纖維、木材・木製品等製造業併用工場及び作業場

##### 2144 居住食料、纖維、木材・木製品等製造業併用倉庫

##### 2149 その他の居住食料、纖維、木材・木製品等製造業併用建築物

##### 215 居住化学工業、石油製品等製造業併用建築物

造業の用に供される建築物をいう。（各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く）。

日本標準産業分類の中分類「16. 化学工業」又は「17. 石油製品・石炭製品製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。

- 2151 居住化学工業, 石油製品等製造業併用事務所
- 2152 居住化学工業, 石油製品等製造業併用店舗
- 2153 居住化学工業, 石油製品等製造業併用工場及び作業場
- 2154 居住化学工業, 石油製品等製造業併用倉庫
- 2159 その他の居住化学工業, 石油製品等製造業併用建築物

216 居住鉄鋼業, 非鉄金属・金属製品製造業併用建築物

日本標準産業分類の中分類「22. 鉄鋼業」、「23. 非鉄金属製造業」又は「24. 金属製品製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。

- 2161 居住鉄鋼業, 非鉄金属・金属製品製造業併用事務所
- 2162 居住鉄鋼業, 非鉄金属・金属製品製造業併用店舗
- 2163 居住鉄鋼業, 非鉄金属・金属製品製造業併用工場及び作業場
- 2164 居住鉄鋼業, 非鉄金属・金属製品製造業併用倉庫
- 2169 その他の居住鉄鋼業, 非鉄金属・金属製品製造業併用建築物

217 居住機械器具製造業併用建築物

日本標準産業分類の中分類「25. はん用機械器具製造業」、「26. 生産用機械器具製造業」、「27. 業務用機

<p><u>械器具製造業</u>」、「28. 電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「29. 電気機械器具製造業」、「30. 情報通信機械器具製造業」又は「31. 輸送用機械器具製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</p> <p><u>2171 居住機械器具製造業併用事務所</u></p> <p><u>2172 居住機械器具製造業併用店舗</u></p> <p><u>2173 居住機械器具製造業併用工場及び作業場</u></p> <p><u>2174 居住機械器具製造業併用倉庫</u></p> <p><u>2179 その他の居住機械器具製造業併用建築物</u></p> <p><u>218 居住その他の製造業併用建築物</u>  <u>日本標準産業分類の中分類「19. ゴム製品製造業」、「20. なめし革・同製品・毛皮製造業」又は「32. その他の製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u></p> <p><u>2181 居住その他の製造業併用事務所</u></p> <p><u>2182 居住その他の製造業併用店舗</u></p> <p><u>2183 居住その他の製造業併用工場及び作業場</u></p> <p><u>2184 居住その他の製造業併用倉庫</u></p> <p><u>2189 他に分類されない居住製造業併用建築物</u></p>	
大分類 B 0 4. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物	大分類 B 0 4. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物

総 説	総 説
<p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「F. 電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される建築物をいう。</p>	<p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「F. 電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される建築物をいう。</p>
<p><u>建築物用途分類による番号</u></p>	
<p><u>219 居住電気業併用建築物</u></p>	
<p style="color: red; text-decoration: underline;">日本標準産業分類の中分類「33. 電気業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</p>	
<p><u>2191 居住電気業併用事務所</u></p>	
<p><u>2192 居住電気業併用店舗</u></p>	
<p><u>2193 居住電気業併用工場及び作業場</u></p>	
<p><u>2194 居住電気業併用倉庫</u></p>	
<p><u>2199 その他の居住電気業併用建築物</u></p>	
<p><u>220 居住ガス業併用建築物</u></p>	
<p style="color: red; text-decoration: underline;">日本標準産業分類の中分類「34. ガス業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</p>	
<p><u>2201 居住ガス業併用事務所</u></p>	

2202 居住ガス業併用店舗

2203 居住ガス業併用工場及び作業場

2204 居住ガス業併用倉庫

2209 その他の居住ガス業併用建築物

221 居住熱供給業併用建築物

日本標準産業分類の中分類「35. 热供給業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。

2211 居住熱供給業併用事務所

2212 居住熱供給業併用店舗

2213 居住熱供給業併用工場及び作業場

2214 居住熱供給業併用倉庫

2219 その他の居住熱供給業併用建築物

222 居住水道業併用建築物

日本標準産業分類の中分類「36. 水道業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。

2221 居住水道業併用事務所

2222 居住水道業併用店舗

2223 居住水道業併用工場及び作業場

2224 居住水道業併用倉庫

2229 その他の居住水道業併用建築物

<p><b>大分類 B 0 5. 居住情報通信業併用建築物</b></p> <p>総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「G. 情報通信業」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>223 居住通信業併用建築物</u>  <u>日本標準産業分類の中分類「37. 通信業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u></p> <p><u>2231 居住通信業併用事務所</u></p> <p><u>2232 居住通信業併用店舗</u></p> <p><u>2233 居住通信業併用工場及び作業場</u></p> <p><u>2234 居住通信業併用倉庫</u></p> <p><u>2239 その他の居住通信業併用建築物</u></p> <p><u>224 居住放送業, 情報サービス業, インターネット附隨サービス業併用建築物</u>  <u>日本標準産業分類の中分類「38. 放送業」、「39. 情報サービス業」又は「40. インターネット附隨サービス業」の用に供</u></p>	<p><b>大分類 B 0 5. 居住情報通信業併用建築物</b></p> <p>総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「G. 情報通信業」の用に供される建築物をいう。</p>
---	--

	<p><u>される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u></p>
2241	<u>居住放送業, 情報サービス業, インターネット附随サービス業併用事務所</u>
2242	<u>居住放送業, 情報サービス業, インターネット附隨サービス業併用店舗</u>
2243	<u>居住放送業, 情報サービス業, インターネット附隨サービス業併用工場及び作業場</u>
2244	<u>居住放送業, 情報サービス業, インターネット附隨サービス業併用倉庫</u>
2249	<u>その他の居住放送業, 情報サービス業, インターネット附隨サービス業併用建築物</u>
225	<p><u>居住映像・音声・文字情報制作業併用建築物（新聞業, 出版業用を除く）</u></p> <p><u>日本標準産業分類の中分類「41. 映像・音声・文字情報制作業（小分類「413. 新聞業」、「414. 出版業」を除く）」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u></p>
2251	<u>居住映像・音声・文字情報制作業併用事務所</u>
2252	<u>居住映像・音声・文字情報制作業併用店舗</u>
2253	<u>居住映像・音声・文字情報制作業併用工場及び作業場</u>
2254	<u>居住映像・音声・文字情報制作業併用倉庫</u>
2259	<u>その他の居住映像・音声・文字情報制作業併用建築物</u>

<p><u>226 居住新聞業、出版業併用建築物</u></p> <p><u>日本標準産業分類の小分類「413. 新聞業」又は「414. 出版業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u></p> <p><u>2261 居住新聞業、出版業併用事務所</u></p> <p><u>2262 居住新聞業、出版業併用店舗</u></p> <p><u>2263 居住新聞業、出版業併用工場及び作業場</u></p> <p><u>2264 居住新聞業、出版業併用倉庫</u></p> <p><u>2269 その他の居住新聞業、出版業併用建築物</u></p>	
<p><b>大分類 B 0 6. 居住運輸業併用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業、郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>227 居住運輸業併用建築物</u></p> <p><u>日本標準産業分類の中分類「42. 鉄道業」、「43. 道路旅客運</u></p>	<p><b>大分類 B 0 6. 居住運輸業併用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業、郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）」の用に供される建築物をいう。</p>

<p><u>送業</u>、「44. 道路貨物運送業」、「45. 水運業」、「46. 航空運輸業」、「47. 倉庫業」又は「48. 運輸に附帯するサービス業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</p> <p><u>2271 居住運輸業併用事務所</u></p> <p><u>2272 居住運輸業併用店舗</u></p> <p><u>2273 居住運輸業併用工場及び作業場</u></p> <p><u>2274 居住運輸業併用倉庫</u></p> <p><u>2279 その他の居住運輸業併用建築物</u></p>	
<p><b>大分類 B 0 7. 居住卸売業, 小売業併用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「I. 卸売業, 小売業」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>228 居住卸売業, 小売業併用建築物</u></p> <p><u>日本標準産業分類の大分類「I. 卸売業, 小売業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u></p>	<p><b>大分類 B 0 7. 居住卸売業, 小売業併用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「I. 卸売業, 小売業」の用に供される建築物をいう。</p>

<p><u>2281 居住卸売業, 小売業併用事務所</u></p> <p><u>2282 居住卸売業, 小売業併用店舗</u></p> <p><u>2283 居住卸売業, 小売業併用工場及び作業場</u></p> <p><u>2284 居住卸売業, 小売業併用倉庫</u></p> <p><u>2289 その他の居住卸売業, 小売業併用建築物</u></p>	
<p><b>大分類 B08. 居住金融業, 保険業併用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「J. 金融業, 保険業」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>229 居住金融業, 保険業併用建築物</u></p> <p><u>日本標準産業分類の大分類「J. 金融業, 保険業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u></p> <p><u>2291 居住金融業, 保険業併用事務所</u></p> <p><u>2292 居住金融業, 保険業併用店舗</u></p> <p><u>2293 居住金融業, 保険業併用工場及び作業場</u></p> <p><u>2294 居住金融業, 保険業併用倉庫</u></p>	<p><b>大分類 B08. 居住金融業, 保険業併用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「J. 金融業, 保険業」の用に供される建築物をいう。</p>

<p><u>2299 その他の居住金融業、保険業併用建築物</u></p> <p><b>大分類 B09. 居住不動産業併用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「K. 不動産業、物品賃貸業」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>230 居住不動産業併用建築物（駐車場業用を除く）</u></p> <p><u>日本標準産業分類の中分類「68. 不動産取引業」又は「69. 不動産賃貸業・管理業（小分類「693. 駐車場業」を除く）」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類する。ただし、その用途を予想できないものについては本分類に含める。</u></p> <p><u>2301 居住不動産業併用事務所</u></p> <p><u>2302 居住不動産業併用店舗</u></p> <p><u>2303 居住不動産業併用工場及び作業場</u></p> <p><u>2304 居住不動産業併用倉庫</u></p> <p><u>2309 その他の居住不動産業併用建築物</u></p>	
--	--

<p><u>231 居住駐車場業併用建築物</u></p> <p><u>日本標準産業分類の小分類「693. 駐車場業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u></p> <p><u>2311 居住駐車場業併用事務所</u></p> <p><u>2312 居住駐車場業併用店舗</u></p> <p><u>2313 居住駐車場業併用工場及び作業場</u></p> <p><u>2314 居住駐車場業併用倉庫</u></p> <p><u>2319 その他の居住駐車場業併用建築物</u></p>	
<p><b>大分類 B10. 居住宿泊業, 飲食サービス業併用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「M. 宿泊業, 飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>232 居住宿泊業併用建築物</u></p> <p><u>日本標準産業分類の中分類「75. 宿泊業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u></p> <p><u>ただし、合宿所、会社の寄宿舎などを除く。</u></p>	<p><b>大分類 B10. 居住宿泊業, 飲食サービス業併用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「M. 宿泊業, 飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。</p>

2321 居住宿泊業併用事務所

2322 居住宿泊業併用店舗

2323 居住宿泊業併用工場及び作業場

2324 居住宿泊業併用倉庫

2329 その他の居住宿泊業併用建築物

233 居住飲食サービス業併用建築物

日本標準産業分類の中分類「76. 飲食店」又は「77. 持ち帰り・配達飲食サービス業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。(食堂、料理店、待合、バー、キャバレーなどの用に供される建築物を含み、ダンスホールなどの用に供される建築物を除く)

2331 居住飲食サービス業併用事務所

2332 居住飲食サービス業併用店舗

2333 居住飲食サービス業併用工場及び作業場

2334 居住飲食サービス業併用倉庫

2339 その他の居住飲食サービス業併用建築物

**大分類 B 1 1. 居住教育、学習支援業併用建築物**

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産

**大分類 B 1 1. 居住教育、学習支援業併用建築物**

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産

業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「O. 教育、学習支援業」の用に供される建築物をいう。

#### 建築物用途分類による番号

##### 234 居住学校教育併用建築物

日本標準産業分類の中分類「81. 学校教育」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。

##### 2341 居住学校教育併用事務所

##### 2342 居住学校教育併用店舗

##### 2343 居住学校教育併用工場及び作業場

##### 2344 居住学校教育併用倉庫

##### 2345 居住学校教育併用学校の校舎

##### 2349 その他の居住学校教育併用建築物

##### 235 居住社会教育併用建築物

日本標準産業分類の小分類「821. 社会教育」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。(図書館、博物館、美術館、水族館、公民館を含む)

##### 2351 居住社会教育併用事務所

##### 2352 居住社会教育併用店舗

##### 2353 居住社会教育併用工場及び作業場

##### 2354 居住社会教育併用倉庫

##### 2359 その他の居住社会教育併用建築物

業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「O. 教育、学習支援業」の用に供される建築物をいう。

236 居住学習塾、教養・技能教授業併用建築物

日本標準産業分類の小分類「823. 学習塾」又は「824. 教養・技能教授業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。

2361 居住学習塾、教養・技能教授併用事務所

2362 居住学習塾、教養・技能教授併用店舗

2363 居住学習塾、教養・技能教授併用工場及び作業場

2364 居住学習塾、教養・技能教授併用倉庫

2369 その他の居住学習塾、教養・技能教授併用建築物

237 居住その他の教育、学習支援業併用建築物

日本標準産業分類の小分類「822. 職業・教育支援施設」又は「829. 他に分類されない教育、学習支援業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。

2371 居住その他の教育、学習支援業併用事務所

2372 居住その他の教育、学習支援業併用店舗

2373 居住その他の教育、学習支援業併用工場及び作業場

2374 居住その他の教育、学習支援業併用倉庫

2379 他に分類されない居住教育、学習支援業併用建築物

大分類 B 1 2. 居住医療、福祉併用建築物

大分類 B 1 2. 居住医療、福祉併用建築物

総 説	総 説
<p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「P. 医療, 福祉」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>238 居住医療業, 保健衛生併用建築物</u>  <u>日本標準産業分類の中分類「83. 医療業」又は「84. 保健衛生」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u></p> <p><u>2381 居住医療業, 保健衛生併用事務所</u></p> <p><u>2382 居住医療業, 保健衛生併用店舗</u></p> <p><u>2383 居住医療業, 保健衛生併用工場及び作業場</u></p> <p><u>2384 居住医療業, 保健衛生併用倉庫</u></p> <p><u>2386 居住医療業, 保健衛生併用病院・診療所</u></p> <p><u>2389 その他の居住医療業, 保健衛生併用建築物</u></p> <p><u>239 居住社会保険・社会福祉・介護事業併用建築物</u>  <u>日本標準産業分類の中分類「85. 社会保健・社会福祉・介護事業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u></p> <p><u>2391 居住社会保険・社会福祉・介護事業併用事務所</u></p>	<p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「P. 医療, 福祉」の用に供される建築物をいう。</p>

<p><u>2392 居住社会保険・社会福祉・介護事業併用店舗</u></p> <p><u>2393 居住社会保険・社会福祉・介護事業併用工場及び作業場</u></p> <p><u>2394 居住社会保険・社会福祉・介護事業併用倉庫</u></p> <p><u>2399 その他の居住社会保険・社会福祉・介護事業併用建築物</u></p>	
<p><b>大分類 B 1 3. 居住その他のサービス業併用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業、郵便業」のうち中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」、「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち中分類「70. 物品賃貸業」、「L. 学術研究、専門・技術サービス業」、「N. 生活関連サービス業、娯楽業」、「Q. 複合サービス事業又は「R. サービス業（他に分類されないもの）」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>240 居住郵便局併用建築物</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>日本標準産業分類の中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」</u>  <u>又は「86. 郵便局」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u></p> <p><u>2401 居住郵便局併用事務所</u></p> <p><u>2402 居住郵便局併用店舗</u></p>	<p><b>大分類 B 1 3. 居住その他のサービス業併用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業、郵便業」のうち中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」、「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち中分類「70. 物品賃貸業」、「L. 学術研究、専門・技術サービス業」、「N. 生活関連サービス業、娯楽業」、「Q. 複合サービス事業又は「R. サービス業（他に分類されないもの）」の用に供される建築物をいう。</p>

2403 居住郵便局併用工場及び作業場

2404 居住郵便局併用倉庫

2409 その他の居住郵便局併用建築物

241 居住学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体併用建築物

日本標準産業分類の中分類「71. 学術・開発研究機関」又は  
「93. 政治・経済・文化団体」の用に供される部分が居住の  
用に供される部分と結合している建築物をいう。

2411 居住学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体併用事務所

2412 居住学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体併用店舗

2413 居住学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体併用工場及び  
作業場

2414 居住学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体併用倉庫

2419 その他の居住学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体併用  
建築物

242 居住旅行業併用建築物

日本標準産業分類の小分類「791. 旅行業」の用に供される  
部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をい  
う。

2421 居住旅行業併用事務所

2422 居住旅行業併用店舗

2423 居住旅行業併用工場及び作業場

2424 居住旅行業併用倉庫

2429 その他の居住旅行業併用建築物

243 居住娯楽業併用建築物

日本標準産業分類の中分類「80. 娯楽業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。

2431 居住娯楽業併用事務所

2432 居住娯楽業併用店舗

2433 居住娯楽業併用工場及び作業場

2434 居住娯楽業併用倉庫

2439 その他の居住娯楽業併用建築物

244 居住宗教併用建築物

日本標準産業分類の中分類「94. 宗教」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。

2441 居住宗教併用事務所

2442 居住宗教併用店舗

2443 居住宗教併用工場及び作業場

2444 居住宗教併用倉庫

2449 その他の居住宗教併用建築物

245 居住その他のサービス業併用建築物

日本標準産業分類の中分類「70. 物品賃貸業」、「72. 専門サービス業」、「73. 広告業」、「74. 技術サービス業（他に分類されないもの）」、「78. 洗濯・理容・美容・浴場業」、「79. その他

<p><u>の生活関連サービス業</u>、「87. 協同組合（他に分類されないもの）」、「88. 廃棄物処理業」、「89. 自動車整備業」、「90. 機械等修理業（別掲を除く）」、「91. 職業紹介・労働者派遣業」、「92. その他の事業サービス業」、「95. その他のサービス業」又は「96. 外国公務」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</p> <p><u>2451 居住その他のサービス業併用事務所</u></p> <p><u>2452 居住その他のサービス業併用店舗</u></p> <p><u>2453 居住その他のサービス業併用工場及び作業場</u></p> <p><u>2454 居住その他のサービス業併用倉庫</u></p> <p><u>2459 他に分類されない居住その他のサービス業併用建築物</u></p>	
<p><b>大分類 B 1 4. 居住公務併用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類<u>「S. 公務（他に分類されるものを除く）」</u>の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>246 居住公務併用建築物</u></p> <p><u>日本標準産業分類の大分類「S. 公務（他に分類されるものを除く）」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合する建築物</u></p>	<p><b>大分類 B 1 4. 居住公務併用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類<u>「S. 公務（他に分類されるものを除く）」</u>の用に供される建築物をいう。</p>

<p><u>結合している建築物をいう。</u></p> <p><u>2461 居住公務併用事務所</u></p> <p><u>2462 居住公務併用店舗</u></p> <p><u>2463 居住公務併用工場及び作業場</u></p> <p><u>2464 居住公務併用倉庫</u></p> <p><u>2469 その他の居住公務併用建築物</u></p>	
<p><b>大分類 B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物</b></p> <p>総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>299 他に分類されない居住産業併用建築物</u></p> <p><u>居住産業併用建築物で前掲の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。</u></p> <p><u>2999 他に分類されないその他の居住産業併用建築物</u></p>	<p><b>大分類 B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物</b></p> <p>総 説</p> <p>産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。</p>
<p><b>大分類 C 0 1. 農林水産業用建築物</b></p>	<p><b>大分類 C 0 1. 農林水産業用建築物</b></p>

総 説	総 説
<p>日本標準産業分類の大分類「A. 農業, 林業」又は「B. 漁業」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>311 農林水産業用建築物</u>  <u>日本標準産業分類の大分類「A. 農業, 林業」又は「B. 漁業」の用に供される建築物をいう。</u></p> <p><u>3111 農林水産業用事務所</u></p> <p><u>3112 農林水産業用店舗</u></p> <p><u>3113 農林水産業用工場及び作業場</u></p> <p><u>3114 農林水産業用倉庫</u></p> <p><u>3119 その他の農林水産業用建築物</u></p>	<p>日本標準産業分類の大分類「A. 農業, 林業」又は「B. 漁業」の用に供される建築物をいう。</p>
大分類 C 02. 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業用建築物	大分類 C 02. 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業用建築物
総 説	総 説
<p>日本標準産業分類の大分類「C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業」又は「D. 建設業」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p>	<p>日本標準産業分類の大分類「C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業」又は「D. 建設業」の用に供される建築物をいう。</p>

<p><u>312 鉱業, 採石業, 砂利採取業用建築物</u></p> <p><u>日本標準産業分類の中分類「05. 鉱業, 採石業, 砂利採取業」の用に供される建築物をいう。</u></p> <p><u>3121 鉱業, 採石業, 砂利採取業用事務所</u></p> <p><u>3122 鉱業, 採石業, 砂利採取業用店舗</u></p> <p><u>3123 鉱業, 採石業, 砂利採取業用工場及び作業場</u></p> <p><u>3124 鉱業, 採石業, 砂利採取業用倉庫</u></p> <p><u>3129 その他の鉱業, 採石業, 砂利採取業用建築物</u></p> <p><u>313 建設業用建築物</u></p> <p><u>日本標準産業分類の中分類「06. 総合工事業」、「07. 職別工事業（設備工事業を除く）」又は「08. 設備工事業」の用に供される建築物をいう。</u></p> <p><u>3131 建設業用事務所</u></p> <p><u>3132 建設業用店舗</u></p> <p><u>3133 建設業用工場及び作業場</u></p> <p><u>3134 建設業用倉庫</u></p> <p><u>3139 その他の建設業用建築物</u></p>	
<p>大分類 C 0 3. 製造業用建築物</p> <p>総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類「E. 製造業」の用に供される建築物をい</p>	<p>大分類 C 0 3. 製造業用建築物</p> <p>総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類「E. 製造業」の用に供される建築物をい</p>

う。(各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く)

#### 建築物用途分類による番号

##### 314 食料, 繊維, 木材・木製品等製造業用建築物

日本標準産業分類の中分類「09. 食料品製造業」、「10. 飲料・たばこ・飼料製造業」、「11. 繊維工業」、「12. 木材・木製品製造業（家具を除く）」、「13. 家具・装備品製造業」、「14. パルプ・紙・紙加工品製造業」、「15. 印刷・同関連業」、「18. プラスチック製品製造業（別掲を除く）」又は「21. 窯業・土石製品製造業」の用に供される建築物をいう。

##### 3141 食料, 繊維, 木材・木製品等製造業用事務所

##### 3142 食料, 繊維, 木材・木製品等製造業用店舗

##### 3143 食料, 繊維, 木材・木製品等製造業用工場及び作業場

##### 3144 食料, 繊維, 木材・木製品等製造業用倉庫

##### 3149 その他の食料, 繊維, 木材・木製品等製造業用建築物

##### 315 化学工業, 石油製品等製造業用建築物

日本標準産業分類の中分類「16. 化学工業」又は「17. 石油製品・石炭製品製造業」の用に供される建築物をいう。

##### 3151 化学工業, 石油製品等製造業用事務所

##### 3152 化学工業, 石油製品等製造業用店舗

う。(各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く)

<p><u>3153 化学工業, 石油製品等製造業用工場及び作業場</u></p> <p><u>3154 化学工業, 石油製品等製造業用倉庫</u></p> <p><u>3159 その他の化学工業, 石油製品等製造業用建築物</u></p>	
<p><u>316 鉄鋼業, 非鉄金属・金属製品製造業用建築物</u></p> <p><u>日本標準産業分類の中分類「22. 鉄鋼業」、「23. 非鉄金属製造業」又は「24. 金属製品製造業」の用に供される建築物をいう。</u></p>	
<p><u>3161 鉄鋼業, 非鉄金属・金属製品製造業用事務所</u></p> <p><u>3162 鉄鋼業, 非鉄金属・金属製品製造業用店舗</u></p> <p><u>3163 鉄鋼業, 非鉄金属・金属製品製造業用工場及び作業場</u></p> <p><u>3164 鉄鋼業, 非鉄金属・金属製品製造業用倉庫</u></p> <p><u>3169 その他の鉄鋼業, 非鉄金属・金属製品製造業用建築物</u></p>	
<p><u>317 居住機械器具製造業用建築物</u></p> <p><u>日本標準産業分類の中分類「25. はん用機械器具製造業」、「26. 生産用機械器具製造業」、「27. 業務用機械器具製造業」、「28. 電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「29. 電気機械器具製造業」、「30. 情報通信機械器具製造業」又は「31. 輸送用機械器具製造業」の用に供される建築物をいう。</u></p>	
<p><u>3171 機械器具製造業用事務所</u></p> <p><u>3172 機械器具製造業用店舗</u></p> <p><u>3173 機械器具製造業用工場及び作業場</u></p> <p><u>3174 機械器具製造業用倉庫</u></p>	

<p><u>3179 その他の機械器具製造業用建築物</u></p> <p><u>318 その他の製造業用建築物</u></p> <p>日本標準産業分類の中分類「19. ゴム製品製造業」、「20. なめし革・同製品・毛皮製造業」又は「32. その他の製造業」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>3181 その他の製造業用事務所</u></p> <p><u>3182 その他の製造業用店舗</u></p> <p><u>3183 その他の製造業用工場及び作業場</u></p> <p><u>3184 その他の製造業用倉庫</u></p> <p><u>3189 他に分類されない製造業用建築物</u></p>	
<p>大分類 C 0 4. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物</p> <p>総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類「F. 電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>319 電気業用建築物</u></p> <p>日本標準産業分類の中分類「33. 電気業」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>3191 電気業用事務所</u></p>	<p>大分類 C 0 4. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物</p> <p>総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類「F. 電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される建築物をいう。</p>

3192 電気業用店舗  
3193 電気業用工場及び作業場  
3194 電気業用倉庫  
3199 その他の電気業用建築物

320 ガス業用建築物

日本標準産業分類の中分類「34. ガス業」の用に供される建築物をいう。

3201 ガス業用事務所  
3202 ガス業用店舗  
3203 ガス業用工場及び作業場  
3204 ガス業用倉庫  
3209 その他のガス業用建築物

321 熱供給業用建築物

日本標準産業分類の中分類「35. 熱供給業」の用に供される建築物をいう。

3211 熱供給業用事務所  
3212 熱供給業用店舗  
3213 熱供給業用工場及び作業場  
3214 熱供給業用倉庫  
3219 その他の熱供給業用建築物

322 水道業用建築物

<p><u>日本標準産業分類の中分類「36. 水道業」の用に供される建築物をいう。</u></p> <p><u>3221 水道業用事務所</u></p> <p><u>3222 水道業用店舗</u></p> <p><u>3223 水道業用工場及び作業場</u></p> <p><u>3224 水道業用倉庫</u></p> <p><u>3229 その他の水道業用建築物</u></p>	
<p><b>大分類 C 0 5. 情報通信業用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類<u>「G. 情報通信業」</u>の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>323 通信業用建築物</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>日本標準産業分類の中分類「37. 通信業」の用に供される建築物をいう。</u></p> <p><u>3231 通信業用事務所</u></p> <p><u>3232 通信業用店舗</u></p> <p><u>3233 通信業用工場及び作業場</u></p> <p><u>3234 通信業用倉庫</u></p> <p><u>3239 その他の通信業用建築物</u></p>	<p><b>大分類 C 0 5. 情報通信業用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類<u>「G. 情報通信業」</u>の用に供される建築物をいう。</p>

324 放送業, 情報サービス業, インターネット附随サービス業用建築物

日本標準産業分類の中分類「38. 放送業」、「39. 情報サービス業」又は「40. インターネット附隨サービス業」の用に供される建築物をいう。

3241 放送業, 情報サービス業, インターネット附隨サービス業用事務所

3242 放送業, 情報サービス業, インターネット附隨サービス業用店舗

3243 放送業, 情報サービス業, インターネット附隨サービス業用工場及び作業場

3244 放送業, 情報サービス業, インターネット附隨サービス業用倉庫

3249 その他の放送業, 情報サービス業, インターネット附隨サービス業用建築物

325 映像・音声・文字情報制作業用建築物（新聞業, 出版業用を除く）

日本標準産業分類の中分類「41. 映像・音声・文字情報制作業（小分類「413. 新聞業」、「414. 出版業」を除く）」の用に供される建築物をいう。

3251 映像・音声・文字情報制作業用事務所

3252 映像・音声・文字情報制作業用店舗

3253 映像・音声・文字情報制作業用工場及び作業場

3254 映像・音声・文字情報制作業用倉庫

3259 その他の映像・音声・文字情報制作業用建築物

326 新聞業、出版業用建築物

日本標準産業分類の小分類「413. 新聞業」又は「414. 出版業」の用に供される建築物をいう。

3261 新聞業、出版業用事務所

3262 新聞業、出版業用店舗

3263 新聞業、出版業用工場及び作業場

3264 新聞業、出版業用倉庫

3269 その他の新聞業、出版業用建築物

## 大分類 C 0 6. 運輸業用建築物

総 説

日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業、郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）」の用に供される建築物をいう。

建築物用途分類による番号

327 運輸業用建築物

日本標準産業分類の中分類「42. 鉄道業」、「43. 道路旅客運送業」、「44. 道路貨物運送業」、「45. 水運業」、「46. 航空運

## 大分類 C 0 6. 運輸業用建築物

総 説

日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業、郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）」の用に供される建築物をいう。

<p><u>輸業</u>、「47. 倉庫業」又は「48. 運輸に附帶するサービス業」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>3271 運輸業用事務所</u></p> <p><u>3272 運輸業用店舗</u></p> <p><u>3273 運輸業用工場及び作業場</u></p> <p><u>3274 運輸業用倉庫</u></p> <p><u>3279 その他の運輸業用建築物</u></p>	
<p><b>大分類 C 0 7. 卸売業, 小売業用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類「I. 卸売業, 小売業」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>328 卸売業, 小売業併用建築物</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>日本標準産業分類の大分類「I. 卸売業, 小売業」の用に供される建築物をいう。</u></p> <p><u>3281 卸売業, 小売業用事務所</u></p> <p><u>3282 卸売業, 小売業用店舗</u></p> <p><u>3283 卸売業, 小売業用工場及び作業場</u></p> <p><u>3284 卸売業, 小売業用倉庫</u></p> <p><u>3289 その他の卸売業, 小売業用建築物</u></p>	<p><b>大分類 C 0 7. 卸売業, 小売業用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類「I. 卸売業, 小売業」の用に供される建築物をいう。</p>

<p><b>大分類 C 08. 金融業, 保険業用建築物</b></p> <p>総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類「J. 金融業, 保険業」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p>329 金融業, 保険業用建築物  <u>日本標準産業分類の大分類「J. 金融業, 保険業」の用に供される建築物をいう。</u></p> <p>3291 金融業, 保険業用事務所</p> <p>3292 金融業, 保険業用店舗</p> <p>3293 金融業, 保険業用工場及び作業場</p> <p>3294 金融業, 保険業用倉庫</p> <p>3299 その他の金融業, 保険業用建築物</p>	<p><b>大分類 C 08. 金融業, 保険業用建築物</b></p> <p>総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類「J. 金融業, 保険業」の用に供される建築物をいう。</p>
<p><b>大分類 C 09. 不動産業用建築物</b></p> <p>総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類「K. 不動産業, 物品賃貸業」の用に供される建築物をいう。</p>	<p><b>大分類 C 09. 不動産業用建築物</b></p> <p>総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類「K. 不動産業, 物品賃貸業」の用に供される建築物をいう。<u>賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用</u></p>

<p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>330 不動産業用建築物（駐車場業用を除く）</u></p> <p><u>日本標準産業分類の中分類「68. 不動産取引業」又は「69. 不動産賃貸業・管理業（小分類「693. 駐車場業」を除く）」の用に供される建築物をいう。賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類する。ただし、その用途を予想できないものについては本分類に含める。</u></p> <p><u>3301 不動産業用事務所</u></p> <p><u>3302 不動産業用店舗</u></p> <p><u>3303 不動産業用工場及び作業場</u></p> <p><u>3304 不動産業用倉庫</u></p> <p><u>3309 その他の不動産業用建築物</u></p> <p><u>331 駐車場業用建築物</u></p> <p><u>日本標準産業分類の小分類「693. 駐車場業」の用に供される建築物をいう。</u></p> <p><u>3311 駐車場業用事務所</u></p> <p><u>3312 駐車場業用店舗</u></p> <p><u>3313 駐車場業用工場及び作業場</u></p> <p><u>3314 駐車場業用倉庫</u></p> <p><u>3319 その他の駐車場業用建築物</u></p>	<p><u>される用途によって分類する。ただし、その用途を予想できないものについては本分類に含める。</u></p>
大分類 C 10. 宿泊業、飲食サービス業用建築物	大分類 C 10. 宿泊業、飲食サービス業用建築物

総 説	総 説
<p>日本標準産業分類の大分類「M. 宿泊業, 飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>332 宿泊業用建築物</u>  <u>日本標準産業分類の中分類「75. 宿泊業」の用に供される建築物をいう。ただし、合宿所、会社の寄宿舎などを除く。</u></p> <p><u>3321 宿泊業用事務所</u></p> <p><u>3322 宿泊業用店舗</u></p> <p><u>3323 宿泊業用工場及び作業場</u></p> <p><u>3324 宿泊業用倉庫</u></p> <p><u>3329 その他の宿泊業用建築物</u></p> <p><u>333 飲食サービス業用建築物</u>  <u>日本標準産業分類の中分類「76. 飲食店」又は「77. 持ち帰り・配達飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。(食堂、料理店、待合、バー、キャバレーなどの用に供される建築物を含み、ダンスホールなどの用に供される建築物を除く)</u></p> <p><u>3331 飲食サービス業用事務所</u></p> <p><u>3332 飲食サービス業用店舗</u></p> <p><u>3333 飲食サービス業用工場及び作業場</u></p>	<p>日本標準産業分類の大分類「M. 宿泊業, 飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。</p>

<p><u>3334 飲食サービス業用倉庫</u></p> <p><u>3339 その他の飲食サービス業用建築物</u></p>	
<p><b>大分類 C 1 1. 教育、学習支援業用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類「O. 教育、学習支援業」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>334 学校教育用建築物</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>日本標準産業分類の中分類「81. 学校教育」の用に供される建築物をいう。</u></p> <p><u>3341 学校教育用事務所</u></p> <p><u>3342 学校教育用店舗</u></p> <p><u>3343 学校教育用工場及び作業場</u></p> <p><u>3344 学校教育用倉庫</u></p> <p><u>3345 学校教育用学校の校舎</u></p> <p><u>3349 その他の学校教育用建築物</u></p> <p><u>335 社会教育用建築物</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>日本標準産業分類の小分類「821. 社会教育」の用に供される建築物をいう。(図書館、博物館、美術館、水族館、公民館</u></p>	<p><b>大分類 C 1 1. 教育、学習支援業用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類「O. 教育、学習支援業」の用に供される建築物をいう。</p>

を含む)

3351 社会教育用事務所

3352 社会教育用店舗

3353 社会教育用工場及び作業場

3354 社会教育用倉庫

3359 その他の社会教育用建築物

336 学習塾, 教養・技能教授業用建築物

日本標準産業分類の小分類「823. 学習塾」又は「824. 教養・技能教授業」の用に供される建築物をいう。

3361 学習塾, 教養・技能教授用事務所

3362 学習塾, 教養・技能教授用店舗

3363 学習塾, 教養・技能教授用工場及び作業場

3364 学習塾, 教養・技能教授用倉庫

3369 その他の学習塾, 教養・技能教授用建築物

337 その他の教育, 学習支援業用建築物

日本標準産業分類の小分類「822. 職業・教育支援施設」又は「829. 他に分類されない教育、学習支援業」の用に供される建築物をいう。

3371 その他の教育, 学習支援業用事務所

3372 その他の教育, 学習支援業用店舗

3373 その他の教育, 学習支援用工場及び作業場

3374 その他の教育, 学習支援業用倉庫

<p><u>3379 他に分類されない教育、学習支援業用建築物</u></p> <p>大分類 C 1 2. 医療、福祉用建築物</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類「P. 医療、福祉」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>338 医療業、保健衛生用建築物</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>日本標準産業分類の中分類「83. 医療業」又は「84. 保健衛生」の用に供される建築物をいう。</u></p> <p><u>3381 医療業、保健衛生用事務所</u></p> <p><u>3382 医療業、保健衛生用店舗</u></p> <p><u>3383 医療業、保健衛生用工場及び作業場</u></p> <p><u>3384 医療業、保健衛生用倉庫</u></p> <p><u>3386 医療業、保健衛生用病院・診療所</u></p> <p><u>3389 その他の医療業、保健衛生用建築物</u></p> <p><u>339 社会保険・社会福祉・介護事業用建築物</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>日本標準産業分類の中分類「85. 社会保健・社会福祉・介護事業」の用に供される建築物をいう。</u></p> <p><u>3391 社会保険・社会福祉・介護事業用事務所</u></p>	
---	--

<p><u>3392 社会保険・社会福祉・介護事業用店舗</u></p> <p><u>3393 社会保険・社会福祉・介護事業用工場及び作業場</u></p> <p><u>3394 社会保険・社会福祉・介護事業用倉庫</u></p> <p><u>3399 その他の社会保険・社会福祉・介護事業用建築物</u></p>	
<p><b>大分類 C 1 3. その他のサービス業用建築物</b></p> <p>総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業, 郵便業」のうち中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」、「K. 不動産業, 物品賃貸業」のうち中分類「70. 物品賃貸業」、「L. 学術研究, 専門・技術サービス業」、「N. 生活関連サービス業, 娯楽業」、「Q. 複合サービス事業又は「R. サービス業（他に分類されないもの）」の用に供される建築物をいう。</p>	<p><b>大分類 C 1 3. その他のサービス業用建築物</b></p> <p>総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業, 郵便業」のうち中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」、「K. 不動産業, 物品賃貸業」のうち中分類「70. 物品賃貸業」、「L. 学術研究, 専門・技術サービス業」、「N. 生活関連サービス業, 娯楽業」、「Q. 複合サービス事業」又は「R. サービス業（他に分類されないもの）」の用に供される建築物をいう。</p>
<p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>340 郵便局用建築物</u></p> <p style="color: red;">日本標準産業分類の中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」 又は「86. 郵便局」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>3401 郵便局用事務所</u></p> <p><u>3402 郵便局用店舗</u></p> <p><u>3403 郵便局用工場及び作業場</u></p> <p><u>3404 郵便局用倉庫</u></p> <p><u>3409 その他の郵便局用建築物</u></p>	

- 341 学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体用建築物  
日本標準産業分類の中分類「71. 学術・開発研究機関」又は「93. 政治・経済・文化団体」の用に供される建築物をいう。
- 3411 学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体用事務所
- 3412 学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体用店舗
- 3413 学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体用工場及び作業場
- 3414 学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体用倉庫
- 3419 その他の学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体用建築物
- 342 旅行業用建築物  
日本標準産業分類の小分類「791. 旅行業」の用に供される建築物をいう。
- 3421 旅行業用事務所
- 3422 旅行業用店舗
- 3423 旅行業用工場及び作業場
- 3424 旅行業用倉庫
- 3429 その他の旅行業用建築物
- 343 娯楽業用建築物  
日本標準産業分類の中分類「80. 娯楽業」の用に供される建築物をいう。
- 3431 娯楽業用事務所
- 3432 娯楽業用店舗

3433 娯楽業用工場及び作業場

3434 娯楽業用倉庫

3439 その他の娯楽業用建築物

344 宗教用建築物

日本標準産業分類の中分類「94. 宗教」の用に供される建築物をいう。

3441 宗教用事務所

3442 宗教用店舗

3443 宗教用工場及び作業場

3444 宗教用倉庫

3449 その他の宗教用建築物

345 その他のサービス業用建築物

日本標準産業分類の中分類「70. 物品賃貸業」、「72. 専門サービス業」、「73. 広告業」、「74. 技術サービス業（他に分類されないもの）」、「78. 洗濯・理容・美容・浴場業」、「79. 他の生活関連サービス業」、「87. 協同組合（他に分類されないもの）」、「88. 廃棄物処理業」、「89. 自動車整備業」、「90. 機械等修理業（別掲を除く）」、「91. 職業紹介・労働者派遣業」、「92. その他の事業サービス業」、「95. その他のサービス業」又は「96. 外国公務」の用に供される建築物をいう。

3451 その他のサービス業用事務所

3452 その他のサービス業用店舗

<p><u>3453 その他のサービス業用工場及び作業場</u></p> <p><u>3454 その他のサービス業用倉庫</u></p> <p><u>3459 他に分類されないその他のサービス業用建築物</u></p> <p><b>大分類 C 1 4. 公務用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類「S. 公務（他に分類されるものを除く）」の用に供される建築物をいう。</p> <p><u>建築物用途分類による番号</u></p> <p><u>346 公務用建築物</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>日本標準産業分類の大分類「S. 公務（他に分類されるものを除く）」の用に供される建築物をいう。</u></p> <p><u>3461 公務用事務所</u></p> <p><u>3462 公務用店舗</u></p> <p><u>3463 公務用工場及び作業場</u></p> <p><u>3464 公務用倉庫</u></p> <p><u>3469 その他の公務用建築物</u></p>	<p><b>大分類 C 1 4. 公務用建築物</b></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>日本標準産業分類の大分類「S. 公務（他に分類されるものを除く）」の用に供される建築物をいう。</p>
---	---

大分類 C 1 5. 他に分類されない建築物

総 説

前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。

建築物用途分類による番号

399 他に分類されない建築物

前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。

3999 他に分類されない建築物

大分類 C 1 5. 他に分類されない建築物

総 説

前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。

使途区分一覧表

別添

建築物の用途区分 (建築工事届の「用途」欄)	記号	使途区分						備考
		事務所	店舗	工場及び 作業所	倉庫	学校の校 舎	病院・診 療所	
一戸建ての住宅	08010							
長屋	08020							
共同住宅	08030							
寄宿舎	08040							
下宿	08050							
幼稚園	08070					○		
小学校	08080					○		
義務教育学校	08082					○		
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090					○		
特別支援学校	08100					○		
大学又は高等専門学校	08110					○		
専修学校	08120					○		
各種学校	08130					○		
幼保連携型認定こども園	08132					○		
図書館その他これに類するもの	08140						○	
博物館その他これに類するもの	08150						○	
美術館その他これに類するもの	08152						○	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160						○	
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170						○	
保育所その他これに類するもの	08180						○	
助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	08190						○	
助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	08192						○	
児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)	08210						○	
児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	08220						○	
公衆浴場(個室付浴場に係る公衆浴場を除く。)	08230						○	
診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240						○	
診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	08250						○	
病院	08260						○	
巡回派出所	08270	○						
公衆電話所	08280						○	
郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290						○	
地方公共団体の支所又は支所	08300	○						
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310						○	
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320						○	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	○						
工場(自動車修理工場を除く。)	08340				○			
自動車修理工場	08350				○			
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360						○	
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370						○	
体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380					○		建築工事届の主要用途の区分が「教育、学習支援業」の場合は使途を「学校の校舎」に分類し、それ以外の場合は使途を「その他」に分類。
マージャン屋、ばっこん屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390						○	
ホテル又は旅館	08400						○	
自動車教習所	08410						○	
畜舎	08420						○	
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430						○	
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438	○						
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそなう写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	08440	○						
飲食店(次項に掲げるものの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	08450		○					
食堂又は喫茶店	08452		○					
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、鞄屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456	○					建築工事届の主要用途の区分が「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」の場合は使途を「店舗」に分類し、それ以外の場合は使途を「その他」に分類。	
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458	○						
物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	08460		○					
事務所	08470	○						
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480						○	
自動車車庫	08490						○	
自転車駐車場	08500						○	
倉庫業を営む倉庫	08510				○			
倉庫業を営まない倉庫	08520				○			
劇場、映画館又は演芸場	08530						○	
競輪場	08540						○	
公会堂又は集会場	08550						○	
展示場	08560						○	
料理店	08570		○					
キャバレー、咖啡、ナイトクラブ又はバー	08580		○					
ダンスホール	08590						○	
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそなう写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600						○	
卸売市場	08610						○	
火葬場又は斎場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620						○	
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630						○	
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640						○	
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)	08650	○						
その他	08990							○